

本岡防災工業

消火器レンタル

第2版

270-1152

千葉県我孫子市寿2-21-3

TEL 04-7103-7261

FAX 050-3156-7432

本岡防災工業

消火器レンタル

H25 年福知山市花火大会にて露天での火気及び発電機の使用により多数の重軽者の出る事故がありました。

今後祭事における露天の規制が火災予防条例改正により厳しくなります。

その為短期消火器のレンタルの運用を開始いたします。

レンタルの流れ

1. レンタル規約を確認

※レンタル規約は H26 年 4 月 1 日現在仮運用のものです。

今後変更の可能性があります都度確認お願いいたします。

2. 1 週間以上前に事前に電話、メール、FAX 等により在庫確認、申込

在庫確認兼申込用紙記入して頂いてメール又は F A X 等にて送付して下さい。

在庫確認、料金確認のみでしたら住所等はたまかなもので構いません。

在庫確認後正式な発注の確認をさせていただきます。

申し込みの際は申込時又は消火器受取時に身分証明書の確認、控えを頂いております。

3. 当方事務所又はご指定の場所にて受取

料金の支払い

(郵送の場合は別途送料が必要です。)

4. 当方事務所又はご指定の場所にて返却

5. 返却証明書の発行

レンタル料金

～ 1 週間	500 円
1 週間～1 ヶ月	未定
1 ヶ月～ 3 ヶ月	未定
3 ヶ月～ 6 ヶ月	未定

※現在 1 週間以上のレンタルは検討中です。

返却遅延の場合は 1 日辺り 100 円請求させていただきます。
又消火器の使用、 破損、変形等あった場合は 5500 円請求させていただきます。

・ 配達希望の場合の配送日数に関してはレンタル期間に含まないものとします。

配送料

配送料は 1 本辺りの往復料金とし、距離は当方事務所からの直線距離とさせていただきます。

レンタル本数によっては配送料の上限を設けさせていただくことがあります。

10Km を超える範囲の配送料に関しましては現在価格改正検討中です。
来年を目処に変更させて頂く可能性があります。

我孫子市内	200 円
～10Km 圏内	400 円
10Km～20Km 圏内	600 円
20Km～30Km 圏内	1000 円

※30Km 以上に関しては別途お問い合わせ下さい。

消火器借用規約

平成 29 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第一条

この規約は本岡防災工業（以下当方）と借受人とが消火器の借用（レンタル）サービスを利用する際

当方及び借受人が遵守する事項を定めるものです。

尚、この規約に定めないものは法令又は一般の習慣によるものとします。

2. 当方はこの規約に及び法令、行政通達並びに一般の習慣に反しない範囲で特約に応じる事があります。

特約した場合には、その特約が規約に優先するものとします。

第 2 章 借用消火器

第二条（借用消火器の種類）

借用消火器（以下消火器）は粉末 A B C 1 0 型消火器（鉄製又はアルミ製）とします。

第三条（消火器の保全）

消火器の保全は当方にて行う。点検の詳細に以下に掲げるものとします。

ア）借用の際のに事前に外観点検を行います。

イ）加圧式で製造年より 3 年を超えるもの、蓄圧式で 5 年を超えるものは内部点検を行います。

ウ）製造年より 10 年を超えたものは耐圧試験を行います。

第四条（消火器の付属品）

一週間を超える借用の場合は消火器設置台を付属品とします。

尚、消火器設置台は無償のものとします。

第 3 章 借用期間及び金額

第五条（借用期間）

借用期間は1週間、3ヶ月間、6ヶ月間とします。

（平成26年4月1日現在は1週間のみ対応）

期間前の返却も可能とします。

第六条（借用期間の除外）

当方配達にて借用する場合は当方の都合により借用期間前、借用期間後に配達、回収を行うことがあります。

この期間に関しては借用期間に含めないものとします。

第七条（借用金額）

借用金額は1週間500円とします。

（平成29年4月1日現在1週間以外未設定）

第六条に定める以外での返却遅延の場合1日辺り金100円の遅延料金を請求するものとします。

第八条（配送料）平成29年4月1日改正

消火器の配達が必要な場合は別途配送料を頂く事とします。

配送料は1本辺りの往復料金とし

当方事務所（我孫子市寿）より

我孫子市内	200円
-------	------

10Km 圏内	400円
---------	------

10Km～20Km 圏内	600円
--------------	------

20Km～30Km 圏内	1000円
--------------	-------

とします。

30Km より遠方に関しては運送屋を使用するものとし、金額は運送屋によるものとする。

第4章 借用

第九条（事前予約）

借用人は消火器借用の際は1週間以上前にTEL又はFAXにて予約、在庫の確認をするものとする。

当方にて在庫が確保できない場合は借用を断る事があります。

第十条（借用手続）

借用人は消火器借用の際当方指定の借用書に必要事項を記載するものとします。
借用の際は消火器の使用目的、又借用人の身分証明書を控えさせていただきます。
運送屋による引渡しの場合、事前にFAX、メール等にて借用書、身分証明書を借用人により送付してもらうものとします。
尚、記載された情報の保護に関しては第条に指定したものとします。

第十一条（借用前確認）

借用時、借用人及び当方で消火器の変形、傷等の確認をするものとします。
運送屋による引渡しの場合はこの事項を省略します。
その場合は消火器受領時借用人にて状態に異常がないか確認して頂き、
異常があった場合は早急に当方へと連絡を入れるものとします。

第十二条（引渡し場所）

引渡し及び返却場所は当方事務所若しくは指定の場所とします。
指定場所に配達の場合は第八条に指定する送料が必要になります。

第十三条（借用の拒絶）

第十条の手続きに合意がとれない場合、借用をお断りさせていただきます。
又工事、催事以外の目的での建築物にての設置はお断りさせていただきます。

第5章 返却

第十四条（返却場所）

返却場所は当方事務所若しくは指定の場所とします。
指定場所にての受取の場合は第八条に指定する送料が必要になります。

第十五条（返却前確認）

返却時、借用人及び当方で消火器の変形、傷等の確認をするものとします。
運送屋による引渡しの場合はこの事項を省略します。
その場合は消火器発送時借用人にて状態に異常がないか確認して頂きます。
到着時、異常があった場合は早急に借用人に確認ととるものとします。

第十六条（返却手続）

返却時当方は借用人に対し返却証明書を発行するものとします。

これをもって返却手続きとさせていただきます。

運送屋による引渡しの場合、FAX、メール等にて返却証明書を
当方より送付させて貰います。

第6章 未返還、使用、変形、破損

第十七条（消火器の未返還）

消火器の紛失、盗難等により返却不能の場合、金 5500 円請求させて貰うものとします。

第十八条（消火器の使用、及び変形、破損）

消火器を使用した場合若しくは大きな変形等が発生した場合、金 5500 円請求させて貰うものとします。

第十九条（設置台の未返還、破損）

付属品として設置台の希望の場合にて未返還、破損があった場合、金 1300 円請求させて貰うものとします。

第七章 料金の支払い

第十八条（料金の支払い）

料金の支払いは原則借用時に行い、遅延若しくは使用等により費用が発生した場合は返却時追加請求させていただきます。

第八章 個人情報

第十九条（個人情報の使用目的）

個人情報の使用は法的に請求があった場合及び料金の請求、消火器の返還要請等に使用いたします。

第二十条（個人情報の破棄）

個人情報は消火器レンタルを行った日から3年を持ちまして破棄させていただきます。
但し未返却、遅延金の未払いがあった場合はこの限りではありません。

第九章 雑則

第二十一条（消費税）

消火器レンタルの料金については税込み価格とさせていただきます。
但し今後消費税増税があった場合変更する事があります。

第二十二条（合意管轄裁判所）

この規約に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は訴額のいかんに関わらず、
当方の所在地を管轄する簡易裁判所（松戸簡易裁判所）をもって管轄裁判所とします。

第二十三条（規約の変更）

規約の変更は随時行うものとし、当方は借用者に許可無く変更できるものとします。
規約の適用は予約時の時点で行うものとし、それ以降変更があった場合は従前の規定を
適用するものとします。

附則

本規約は平成 25 年 9 月 1 日より施行します。

平成 26 年 4 月 1 日レンタル料金改正

平成 29 年 4 月 1 日配送料改正